

令和 7 年度中小企業活性化施策実施状況報告書を作成しました

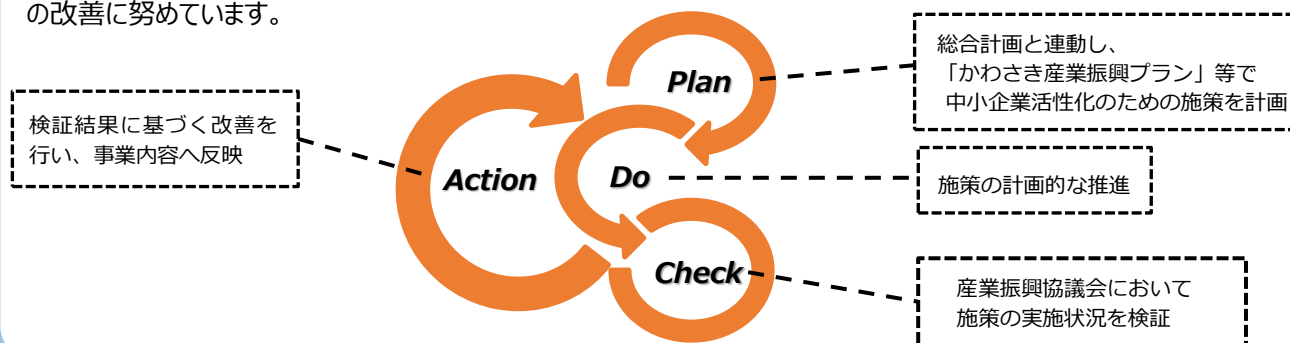
川崎市では「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」に基づき、令和 7 年度に実施した中小企業活性化施策の実施状況、附属機関での検証結果及び検証結果を踏まえた今後の対応内容を令和 8 年 8 月に報告書として取りまとめました。報告書には、令和 7 年度に実施した起業・創業支援、人材確保・育成支援、海外展開支援等の全 33 事業について検証を行った結果を掲載しています。

今後、附属機関からいただいた意見を踏まえ、検証結果を適切に施策に反映してまいります。

「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」の特徴と取組

川崎市では、市内中小企業に対する基本姿勢を明確に定め、行政、事業者、市民の協力関係の中で、地域経済の発展を目指していくため、平成 28 年 4 月に「川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例」を施行し、中小企業の活性化を総合的かつ計画的に推進しています。

本条例では、8 つの中小企業活性化施策[※]を定め、その実施状況について、有識者や市内の産業関連団体で構成される附属機関である「川崎市産業振興協議会」において検証し、その検証結果を施策に適切に反映させ、施策の改善に努めています。



※川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例で規定する 8 つの中小企業活性化施策

第 12 条 創業、経営の革新等の促進
第 13 条 連携の促進
第 14 条 研究及び開発の支援
第 15 条 経営基盤の強化及び小規模企業者の事情の考慮
第 16 条 地域の活性化の促進
第 17 条 人材の確保及び育成
第 18 条 海外市場の開拓等の促進
第 19 条 受注機会の増大等

**川崎市中小企業活性化のための成長戦略に関する条例で規定する中小企業活性化施策における令和7年度の
検証結果と今後の対応（主なものを抜粋）**

条 文	条例に基づく中小 企業活性化施策	令和7年度の主な取組	実施状況に対する主な附属機関か らの検証意見	令和8年度以降の取組
第 12 条	創業、経営の革新 等の促進	・起業家総合支援 ・新産業創造支援 ・ウェルフェアイノベーション推進支援	（スタートアップにおける上場やレイトーステージの）前段階において、「裾野を広げる」、「雇用を増やす」といった取組を検討しても良いのではないかと考えているので先んじた視点を持ってほしい。	スタートアップの裾野を広げる取組等は、K-NIC のコンセプトの一つとして実施している。今後も、NEDO 及び大学等と連携し、様々な産業分野のシードスタートアップに幅広くアプローチすることにより裾野を広げ、起業者を増やすとともに、ハンズオン支援など、有望なスタートアップを引き上げる取組に繋げることで、雇用創出等にも資するよう、取り組んでいく。
第 15 条	経営基盤の強化 及び小規模企業 者の事情の考慮	・デジタル化対応支援 ・事業承継・事業継続力強化に向けた支援 ・生産性向上支援 ・農業経営の高度化支援	都市農業活性化フォーラムは、農業に対して関心のある事業者や一般の方などの参加が多く、逆に生産者の参加者が少ない。そのギャップを埋めるために、例えば事業者とうまく連携して商品化や、かわさきそだちを使用した限定の押しメシを開催するなどしたら良いのではないかと。	商工業者との連携につきましては、市内産農産物を利用したパンが販売に至ったほか、ピクルスの試作を行うなど、商工業者の要望に対応した農業者とのマッチングに取り組んでいる。今後についても、飲食店等へのマッチング等を通じて加工品を含めた「かわさきそだち」の地産地消の取組を進めていく。
第 16 条	地域の活性化の促進	・意欲ある事業者の発掘・育成等の支援 ・公衆浴場事業者の支援 ・商店街施設整備の支援 ・商店街が実施するイベントや課題解決に向けた取組への支援 等	公衆浴場について、地ビールなど地域資源と連携し、地域交流を促進する場としての取組を進めてもよいのではないかと。	公衆浴場について、イベントやスタンプラリー等も含め、地域資源との連携を図るなど、人々が集い交流する場として、更なる活用を図る。

報告書は、次のホームページから御覧ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000073236.html>



問合せ先

川崎市経済労働局産業政策部企画課 一ノ瀬

電話 044-200-2360（内線28201）